

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

広島県の新たな総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が、令和3年度からスタートします。

このビジョンでは、「将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現」を基本理念とし、「県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています」を目指す姿に掲げています。

このうち、「「安心」の土台」について、県では、様々な分野で幅広い観点から取組を進めていきますが、その中に、多様性を認め合い、支え合う地域共生社会を推進していくことと、安全・安心な広島県の実現に向けた取組があります。

この計画において取り組む、犯罪・非行をした者の社会復帰に向けた支援、いわゆる“更生支援”も、こうした取組の一つに位置付くものです。

近年、広島県では、刑法犯検挙者が減少傾向にある一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は継続して5割を超えています。犯罪・非行をした者の現状を見ると、高齢、疾病、貧困等を抱え、さらに受刑による社会との隔絶も重なるなど、様々な生活上の困難、生きづらさを抱えている者も少なくありません。国においても、刑事施設や地方検察庁に福祉の専門職が配置されるなど、刑事司法分野と福祉分野の連携が進められてきましたが、県行政がどのような役割を担うべきか明確になっていませんでした。

こうした中、地域社会における息の長い支援の必要性が認識され、平成28(2016)年度に再犯防止推進法が施行されるなど、県・市町における取組の強化が求められてきました。

この度、これまで県・市町や民間団体など様々な主体が、それぞれの立場で行ってきた取組や課題を踏まえ、県として、目指す姿をお示しするとともに、更生支援の取組の方向をまとめました。

今後、関係機関や支援者等と連携しながら、更生支援に取り組み、地域で支え合う地域共生社会と安全・安心な広島県の実現を目指します。

2 計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律※（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条に基づく県計画

※文中「再犯防止推進法」と記載

3 計画期間

令和 3 (2021)年度～令和 7 (2025)年度（5 年間）

4 計画の対象

犯罪・非行をした者とその家族，犯罪・非行をした者の立ち直りに関わる者，及び犯罪・非行をした者を取り巻く社会の全ての構成員

5 考慮が必要な社会情勢の変化

- 人口減少，少子・高齢化，地域コミュニティの希薄化
人口減少，高齢化，未婚率の増加等により，今後，単身・高齢者のみの世帯の増大が見込まれ，地域社会において，犯罪・非行をした者が，抱える課題に気づかれず，孤立を強めるおそれがあります。
- 生活・就労環境の急激な変化
生活・就労環境におけるデジタル技術の浸透や，新型コロナウイルス感染症による生活様式の見直しなど，社会環境の変化が進むことが見込まれますが，受刑に伴い社会と隔絶する者にとっては順応する難しさが高まることが懸念されるとともに，支援する側も変化に対応していく必要があります。
- 更生支援に対する社会の関心の低下
平成 30 (2018) 年に内閣府が行った「再犯防止対策に関する世論調査」によると，「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う」人の割合は，53.5%と，平成 25 (2013) 年の調査から 5.6 ポイント低下しており，社会の興味・関心，協力意欲の低下が懸念されています。

(法制度面)

- 平成 27 (2015) 年：生活困窮者自立支援制度開始
- 平成 28 (2016) 年：再犯防止推進法成立・施行
- 令和 2 (2020) 年：社会福祉法改正 (地域共生社会の実現に向けた市町体制の構築支援等)

6 基本的な考え方

(1) 取組の推進にあたっての基本的な考え方

再犯防止推進法に掲げる「基本理念」及び国の「再犯防止推進計画」に掲げる「基本方針」を踏まえて取り組みます。

〔国の再犯防止推進計画の基本方針の概要〕

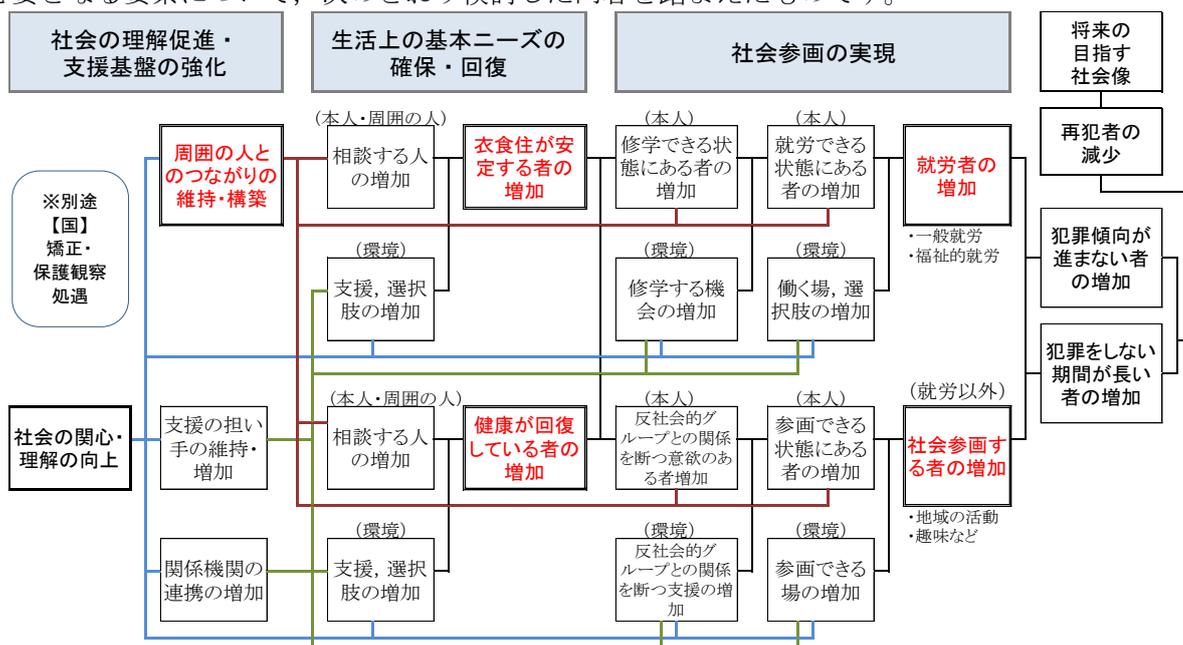
- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進すること。
- ② 刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施すること。
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施すること。
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施すること。
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成すること。

(2) 施策体系（計画の構成）

この計画の施策体系（計画の構成）は次のとおりです。

項目	小項目
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	(1) 社会の理解促進
	(2) 支援基盤の強化
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	(1) 住居等の確保
	(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等
3 社会参画の実現	(1) 就労に向けた支援
	(2) 修学等の支援

施策体系の検討にあたっては、現状・課題のほか、「将来の目指す社会像」の実現に向けて必要となる要素について、次のとおり検討した内容を踏まえたものです。



※ 参考：法務総合研究所研究部報告 59「再犯防止等に関する研究」における受刑者調査「再犯しなかった理由」等

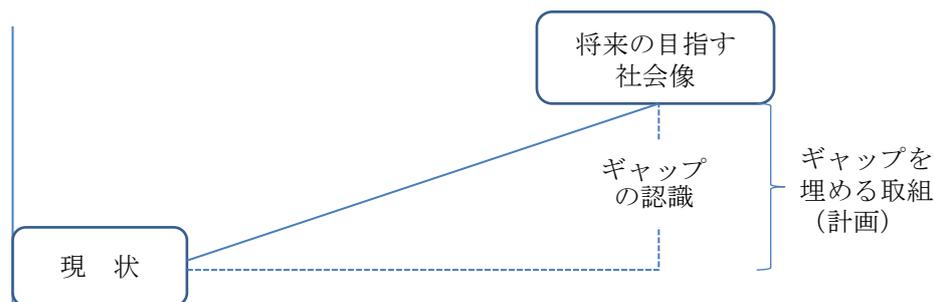
7 将来の目指す社会像

犯罪・非行をした者が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会。

【説明文】

- 犯罪・非行をした者が、社会復帰への意欲を持ち・・・・・・・・・・①
- 地域社会の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②
- 理解と協力を得て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・③
- 将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ・・・・・・・・④
- 再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会・・・⑤

- ① 犯罪・非行をした者（刑法及び特別刑法により検挙された者、及び非行により検挙された者）が、自らの犯罪責任を自覚し、犯罪被害者の心情を理解した上で、社会復帰への意欲を持ち、
- ② 家族のほか、保護司、民生委員・児童委員等の身近な支援者・団体、社会生活を営む上で必要な住居・雇用の関係者、保健医療・福祉サービス、教育の提供者・機関、行政機関など犯罪・非行をした者の立ち直りに関わる者、及び犯罪・非行をした者を取り巻く社会の全ての構成員から、
- ③ 高齢、疾病、貧困、障害、厳しい成育環境等、生活における様々な困難（生きづらさ）に対する配慮や支援が受けられず、または不十分なため、その生きづらさが間接的・直接的な原因となって犯罪・非行に至ったという背景や、立ち直りへの意欲を持ち、努力している状況にあることが理解され、生きづらさや立ち直りに必要な配慮や様々な支援を受け、
- ④ 立ち直りに向けて、修学の機会や知識・技能の習得による就労の機会などがあり、地域社会において自立した生活が営めるという将来への明るい見通しを持って立ち直りに取り組むことができ、
- ⑤ 地域社会において生活基盤を持ち、社会参画を果たしている。また、これによって、繰り返し犯罪を行う者が減少することにより、犯罪被害を受ける人も減少している社会。



8 注視する指標

「将来の目指す社会像」に近付いているかを検証していくため、各施策の項目に設定する成果指標と合わせて、次の指標の推移を注視していきます。

指標※1	現状値（H30）	
	広島県	全国
(1)刑法犯検挙者数	4,440 人※2	206,094 人
うち、再犯者数（再犯者率）	2,275 人 (51.2%)	100,601 人 (48.8%)
(2)刑事施設入所者数	262 人※3	14,434 人
うち、犯罪時に無職である数（割合）	167 人 (63.7%)	9,240 人 (64.0%)
(3)刑事施設入所者のうち、再入所者数	159 人※3	8,425 人
うち、前刑出所時に 帰住先が「なし・不詳」である数（割合）	40 人 (25.2%)	1,773 人 (21.0%)

※1 出典：(1)法務省大臣官房調査，(2)(3)法務省矯正局調査

※2 広島県警が検挙した者の状況

※3 犯罪時の住居が広島県であった者の状況

9 計画のマネジメント

- 施策体系の項目にある「取組の方向」，及び「成果指標」を毎年度点検し，進捗状況の点検を行うとともに，国や民間の関係機関等で構成する「広島県再犯防止推進連絡会議」において意見聴取や情報共有を行い，必要な改善を図りつつ施策を推進していきます。
- 「広島県地域福祉支援計画」や「『減らそう犯罪』第5期ひろしまアクション・プラン」など，関連する県の他計画と連携・整合を図りながら推進します。